

判決年月日	平成 2 1 年 7 月 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年(行ケ)10259号		
○ 名称を「会合分子の磁気処理のための電磁処理装置」とする発明に係る特許につき、特許発明と引用発明との各相違点に係る構成とすることは容易であるとした本件審決の判断が誤りであるとして、同審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、原告らが共有する「会合分子の磁気処理のための電磁処理装置」の発明に係る特許(本件特許)の請求項1に係る本件発明についての特許を無効とした本件審決には、一致点及び相違点の認定の誤り(取消事由1)、相違点1についての判断の誤り(取消事由2)、相違点2についての判断の誤り(取消事由3)の違法があると主張して、その取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本件発明は、米国特許第5,074,998号明細書(引用刊行物)に記載された発明(引用発明)に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件発明についての特許は無効とすべきである、というものであり、本件審決が認定した相違点1及び2は以下のとおりである。

相違点1：本件発明では、2つの通電により磁束を形成するコイルを被処理物が流れる管路の外周に2重に巻き付けるのに対して、引用発明では、2つの通電により磁束を形成するコイルを巻き方向を逆にし直列に配置して被処理物が流れる管路の外周に巻き付ける点

相違点2：本件発明では、2つの通電により磁束を形成するコイルを駆動する電気回路において、その一方のコイルを駆動する電気回路と他の一方のコイルを駆動する電気回路を制御することによって、被処理物に作用する磁束方向を変化させて、被処理物に異なる磁束方向で磁束を作用させるのに対して、引用発明では、2つの通電により磁束を形成するコイルを駆動する電気回路により、巻き方向を逆にし直列に配置した2つのコイルを駆動することにより、それぞれ磁束方向の異なる磁束を形成することによって、被処理物に異なる磁束方向で磁束を作用させる点

本判決は、取消事由1については理由がないとしたが、取消事由2、3は理由があるとして、本件審決を取り消した。

(取消事由2について)

引用発明において、2つ以上のコイルを用いる意義は、液体の流れ方向の上流側と下流側に配置した複数のコイルに異なる方向の磁場を形成させ、コイルとコイルの間の仮想平面(分割線Sで示される)付近に、より大きなローレンツ力を発生させることにあるものと認められ、摘記事項(お)の記載は、そのような構成を前提として、コイルの電氣的な

接続の仕方を記載するものであると認められる。そして、大きなローレンツ力を発生させるためには、複数のコイルを液体の流れ方向の上流側と下流側に並べて配置する必要があるはずであって、被告の主張するように、複数のコイルを同じ箇所に重ねて配置するとすれば、引用発明の特徴とする仮想平面が形成できない結果とならざるを得ないのであるから、このようなコイルの配置が引用刊行物に示唆されているなどということとはできない。

そうすると、本件審決が、摘記事項（お）の記載から、「巻き方向が同じ複数のコイル」を「２重に巻き付ける態様」を適宜に設計できることが示唆されているとし、これを前提として、相違点１について、「２つの通電により磁束を形成するコイルを装置に取り付ける使用の態様として、『巻き方向が同じ複数のコイル』を、２つの通電により磁束を形成するコイルを被処理物が流れる管路の外周に２重に巻き付ける態様を採用することは、当業者が容易に想到しえることであると認められる。」と判断したのは誤りであるといわざるを得ないし、引用発明において、複数のコイルを重ねて配置し、分割線Ｓで示される仮想平面を形成することができない構成を採用することは、そもそも、その技術思想に反するものであるから、引用発明から本件発明の構成を想到することが容易であるということは到底できない。

（取消事由３について）

本件審決の相違点２についての判断は、相違点１についての誤った判断を前提としている点において誤っているだけでなく、引用発明について２重のコイルの構成を採用したとしても、当該２つのコイルを独立して作動させることまで当業者が容易に想到し得るものでないことが明らかであるから、この点においても、誤ったものといわざるを得ない。